

平成 27 年 9 月 7 日招集

平成 27 年第 3 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

認定第 1 号	平成26年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 頁
認定第 2 号	平成26年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2 頁
認定第 3 号	平成26年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3 頁
認定第 4 号	平成26年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 頁
認定第 5 号	平成26年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 頁
認定第 6 号	平成26年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	6 頁
認定第 7 号	平成26年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 頁
認定第 8 号	平成26年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	8 頁
議案第 54 号	燕市個人情報保護条例の一部改正について	9 頁
議案第 55 号	燕市手数料徴収条例の一部改正について	16 頁
議案第 56 号	燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の一部改正 について	18 頁
議案第 57 号	燕市児童遊園条例の一部改正について	23 頁
議案第 58 号	平成27年度燕市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 59 号	平成27年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 60 号	平成27年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊

平成26年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

平成26年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度燕市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり  
監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

平成26年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成26年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成27年9月7日 提出

燕市長 鈴木 力

燕市個人情報保護条例の一部改正について

燕市個人情報保護条例（平成18年燕市条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(燕市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「取扱いの中止又は是正」を「利用停止」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報及び同項に規定する個人番号をその内容に含む死亡した個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

第6条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第6条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審議会の意見を聴くものとする。

第9条の見出し中「利用」の前に「特定個人情報以外の個人情報の」を加え、同条第1項中「実施機関は、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第9条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的

のために特定個人情報を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条第1項中「実施機関は、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加え、同条第2項中「提供した個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第14条第2項中「弁護士(」の次に「特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を加える。

第24条の見出しを「(個人情報の訂正を請求できる者)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による削除の請求」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第25条の見出し中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「又は同条第2項の規定による削除」を削り、「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等請求書」を「訂正請求書」に改め、同項第1号及び第3号から第5号までの規定中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第2項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等請求書」を「訂正請求書」に、「訂正等」を「訂正」に改め、同条第3項中

「訂正等の請求」を「訂正請求」に改める。

第26条の見出し中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第1項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等請求書」を「訂正請求書」に改め、「又は削除」を削り、同条第2項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第3項中「訂正決定」を「同項の決定」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先に対し、速やかに、通知するものとする。

第27条第1項中「開示請求又は訂正等の請求に対する」を「実施機関は、第20条第1項、前条第1項又は第30条第1項に規定する」に改め、同条第2項第2号中「開示請求者又は訂正等請求者」を「第19条第1項、第25条第1項又は第29条第2項に規定する請求者」に改める。

第2章中「第3節 個人情報の取扱いの中止又は是正の請求」を「第3節 個人情報の利用停止の請求」に改める。

第29条の見出しを「(個人情報の利用停止請求権)」に改め、同条第1項を次のように改める。

何人も、第23条の規定により開示を受けた自己に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して保有されているとき、又は第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条、第11条又は番号法第19条の規定に違反して提供されている  
とき 当該個人情報の提供の停止

第29条第2項各号列記以外の部分中「中止等の請求」を「利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)」に改め、同項第1号から第5号までの規定中「中止等の請求」を「利用停止請求」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

- 3 利用停止請求をしようとする者は、前項の利用停止請求書を提出する際、実施機関に対し、当該利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。
- 4 第14条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。
- 5 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用を停止しなければならない。ただし、当該個人情報の利用を停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第30条を次のように改める。

(利用停止請求に対する決定)

第30条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求書の提出があった日から起算して15日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、前条の規定により利用停止請求をした者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日以内に限り延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第37条第1項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「中止等の請求」を「利用停止請求」に改める。

第38条第2項第1号中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。次号において同じ。)」を加える。

第2条 燕市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第1項ただし書中「目的のために特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第21条第1項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第26条第5項中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第29条第1項本文中「個人情報」の次に(情報提供等記録を除く。)を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例の一部改正)

- 2 燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例(平成18年燕市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 市長その他の実施機関の諮問に応じ、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を述べること。

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第26号中「住民基本台帳カード交付手数料」を「個人番号カード再交付手数料」に、「500円」を「800円」に改め、同項中第38号を第39号とし、第27号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 個人番号の通知カード再交付手数料 1件につき 500円

附則第5項を削る。

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項中第38号を第39号とし、第27号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に1号を加える改正規定 平成27年10月5日

(2) 第2条第1項第26号の改正規定及び附則第5項を削る改正規定 平成28年1月1日

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の  
一部改正について

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例（平成25年  
燕市条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の一部を  
改正する条例

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例(平成25年燕  
市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「管理義務者」を「所有者等」に、「管理不全な状態」を「特定  
空き家等の状態」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 空き家 市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であって居  
住その他使用がされていないことが常態であるもの並びにその敷地(立  
木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。ただし、国又は地方  
公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 空き地 市内に所在する土地(立木その他の土地に定着するものを含  
む。)であって使用がされていないことが常態であるものをいう。ただ  
し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 特定空き家等 次に掲げる状態であると認められる空き家等をいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状  
態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている  
状態

エ 雑草若しくは雑木が繁茂し、又は枯草若しくは枯木が密集し、かつ、  
それらが放置されている状態

オ 不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態

カ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切で  
ある状態

第2条第6号中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条に次の4号を

加える。

(7) 空き家の跡地 除去した空き家に係る跡地をいう。ただし、当該土地を販売し、又は賃貸する事業を行うものが販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。

(8) 事業者 市内において不動産業、建設業その他の空き家等の活用に関連する事業を営む者をいう。

(9) 自治会組織 燕市行政区設置規則(平成18年燕市規則第16号)に定める行政区の区域において、自治会その他の地域コミュニティのために地域住民で組織する団体をいう。

(10) 地域コミュニティ 市内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

第3条第1項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、「防犯上」の次に「、防災上」を加え、同条第2項中「管理義務者」を「所有者等」に改める。

第17条を第22条とし、第16条を第21条とする。

第15条第1項中「第10条」を「第14条」に、「燕市管理不全空き家等審査会」を「燕市特定空き家等審査会」に改め、同条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任申立て)

第19条 市長は、特定空き家等の所有者等の所在が特定できない場合であって、公益上当該特定空き家等の不在者財産管理人を選任する必要があると認めるときは、民法(明治29年法律第89号)の規定により不在者財産管理人の選任の申立てを行うものとする。

2 市長は、特定空き家等の所有者等に相続人のあることが明らかでない場合であって、当該特定空き家等の相続財産管理人を選任する公益上の必要があると認めるときは、民法の規定により相続財産管理人の選任の申立てを行うものとする。

第14条第1項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条第2項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、「同意を得て」の次に「、又は所有

者等若しくはその連絡先を確知することができない場合にあっては、その旨を告示して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りでない。

第14条第3項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第11条」を「第15条」に、「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条第1項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「管理不全な状態」を「特定空き家等の状態」に、「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「管理不全な状態」を「特定空き家等の状態」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(空き家の跡地の有効活用推進)

第11条 市は、空き家の跡地の所有者等に対して、空き家の跡地の利用に関する情報の提供その他空き家の跡地の利用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の対策に協力するよう努めるものとする。

第7条第1項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、空き家等の活用に協力するとともに、空き家の跡地の活用及び流通の促進に努めるものとする。

(自治会組織の役割)

第9条 自治会組織は、空き家等及び空き家の跡地が魅力あるまちづくりの推進に寄与する地域コミュニティの有用な資源であることを踏まえ、その状況及び所有者等に関する情報の把握並びに所有者等とのコミュニケーション

ヨンの確保に努め、空き家等の活用の推進に積極的に協力するものとする。

第6条の見出し中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条中「管理義務者」を「所有者等」に、「管理不全な状態」を「特定空き家等の状態」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「管理不全な状態」を「特定空き家等の状態」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改め、「のっとり、」の次に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する空家等対策計画を作成し、これに基づく空き家等の対策の実施その他の空き家等に関する」を加え、同条第2項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、同条第3項中「管理義務者」を「所有者等」に改め、「図るために」の次に「事業者及び自治会組織と連携し、」を加え、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(当事者間における解決の原則)

第4条 特定空き家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

燕市児童遊園条例の一部改正について

燕市児童遊園条例（平成18年燕市条例第167号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市児童遊園条例の一部を改正する条例

燕市児童遊園条例(平成18年燕市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表中吉田東栄町みなみ児童遊園の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。